



平成21年4月1日施行

景観法及び景観条例の届出



平塚市内で建築物の建築や工作物の建設などの行為を行う場合は、平塚市景観計画『市全域で進める景観づくり』に定める「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(景観形成基準)」に適合した計画を行う必要があります。

また、下記の行為については、景観法及び平塚市景観条例に規定する事前協議及び届出が必要となります。

計画敷地・計画規模の確認

区域及び、計画行為の規模によって手続きが異なります。

表1【計画敷地の確認】

計画敷地	計画行為の規模 (表2を参照)	必要な手続き	
		① 景観条例に基づく協議 (景観条例第20条第1項) ② 景観法に基づく届出 (景観法第16条第1項)	① 景観条例に基づく協議 (景観条例第20条第1項) ② 景観条例に基づく届出 (景観条例第18条第1項)
景観計画区域 (市域全域) ※景観重点区域を除く	対象規模 以上	○必要	
	対象規模 未満		
景観重点区域	対象規模 以上	○必要	
	対象規模 未満		○必要

★景観重点区域については、本パンフレットの最終ページを参照してください。

★工事完了後は、景観条例に基づく「景観計画区域内行為完了報告書」を提出してください。

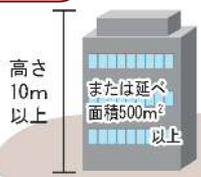
★必要な手続きの様式は、ホームページからダウンロードできます。

表2【対象規模の確認】

行為	行為の届出対象規模
建築物 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10m以上 又は延べ面積500㎡以上
工作物 新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10m以上
開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	3,000㎡以上
屋外照明設備 サーチライト等	※景観重点区域内で行う場合のみ、景観条例に基づく届出が必要となります

★上記規模に満たない行為でも、景観重点区域内では表1のとおり、景観条例に基づく協議・届出が必要となります。

建築物



工作物



- 門、塀、垣、柵、金網
- 擁壁
- 日よけ
- 煙突
- 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱
- 装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔など

開発行為



問い合わせ先：平塚市まちづくり政策課都市景観担当

〒254-8686 平塚市浅間町9-1

電話 0463-21-8781 F A X 0463-21-9769

E-mail:machi-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

届出の流れ

行為着手の概ね60日前までに協議、30日前までに届出を行う必要があります。



●景観法及び平塚市景観条例で規定する手続き

●景観形成基準に適合しない場合は勧告や変更命令の対象となる場合があります。また、届出をしない又は虚偽の届出を行った場合には、景観法に基づく罰則が適用されます。

届出の内容

届出のために行っていただくことは次のとおりです

1 事前相談

企画段階の早い時期に、市の窓口（まちづくり政策課）にご相談ください。平塚市景観ガイドラインや景観要素シートを活用し、計画地の立地状況などを周知するとともに、事前協議の手順や届出方法などを説明します。また、届出が必要でない行為についても、ぜひご相談ください。

●事前相談の内容を考慮した構想・設計をお願いします。

2 事前協議

<平塚市景観条例第20条>

景観法及び平塚市景観条例に基づく届出が必要な行為については、届出の概ね30日前までに事前協議を行ってください。平塚市景観計画や平塚市景観ガイドラインに定める基準に基づき、計画内容について協議し、「指導助言書」により必要な指導または助言を行います。景観の専門家（景観アドバイザー）による助言を必要とする場合もありますので、できるだけ早い時期に協議してください。

●事前協議の結果を考慮した設計をお願いします。

3 届出

<景観法第16条><平塚市景観条例第18条>

行為に着手する30日前までに届出をしてください。届出にあたっては、事前協議の結果を反映し、良好な景観づくりに配慮した計画としてください。景観法に規定する届出にかかる行為が、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、届出者に「景観計画区域内行為着手の制限解除通知書」の通知を行います。

行為の着手

★届出内容を変更する場合

変更届出書の提出！

●届出の内容（色彩や意匠等）を変更しようとするときは、あらかじめ、変更の届出を提出する必要があります。

※景観形成基準内の色彩、外観、外構の変更も届出が必要です。

→「景観計画区域内行為変更届出書」または「景観重点区域内行為変更届出書」

●届出者の住所等の変更が生じたときは、すみやかに変更の届出をしてください
→「届出者等変更届出書」

変更部分の行為着手

4 完了報告

<平塚市景観条例第13条>

行為が完了したら、すみやかに「景観計画区域内行為完了報告書」（第4号様式）の提出を行ってください。

1 事前相談

事前相談には特に必要な図書は定めておりませんので、お気軽にご相談ください。

2 事前協議 (代理者が手続きを行う場合は委任状を添付してください。)

景観計画区域内行為事前協議書に以下の図書を添付してください。

添付する図書 各2部 (正本副本各1部です)

- 付近見取図
- 行為の概要が分かる図書 (計画する行為の配置や規模、内容などがわかるもの)
- ※下記の届出書に添付する図書に準じたもの

3 届出 (代理者が手続きを行う場合は委任状を添付してください。)

景観計画区域内行為届出書に以下の図書を添付してください。

また、景観重点区域内の行為で、景観法に基づく届出の対象規模には該当せず、平塚市景観条例第18条に基づく届出が必要な行為については、景観重点区域内行為届出書に以下の図書を添付して届出をしてください。添付図書の縮尺は行為の規模により変更可能です。

添付する図書 各2部 (正本副本各1部です)

建築物 (色彩の変更の届出においては、※の図書の添付は不要です。)	<input type="checkbox"/> 付近見取図 (1/2,500 以上) <input type="checkbox"/> 配置図 (1/100 以上) <input type="checkbox"/> 各階の平面図 (1/100 以上) <input type="checkbox"/> 2面以上の立面図 (1/50 以上) <input type="checkbox"/> 主要部2面以上の断面図 (※) (1/50 以上) <input type="checkbox"/> 外構平面図 (※) (1/100 以上。植栽は樹木名を記載すること) <input type="checkbox"/> 現況カラー写真 (2方向以上から撮影し、敷地及びその周辺状況がわかるもの)
工作物 (色彩の変更の届出においては、※の図書の添付は不要です。)	<input type="checkbox"/> 付近見取図 (1/2,500 以上) <input type="checkbox"/> 配置図 (1/100 以上) <input type="checkbox"/> 平面図 (1/100 以上) <input type="checkbox"/> 2面以上の立面図 (1/50 以上) <input type="checkbox"/> 外構平面図 (※) (1/100 以上。植栽は樹木名を記載すること) <input type="checkbox"/> 現況カラー写真 (2方向以上から撮影し、敷地及びその周辺状況がわかるもの)
開発行為	<input type="checkbox"/> 付近見取図 (1/2,500 以上) <input type="checkbox"/> 現況図 (1/100 以上) <input type="checkbox"/> 配置図 [土地利用計画図] (1/100 以上) <input type="checkbox"/> 平面図 (1/100 以上。土地の形状がわかるもの) <input type="checkbox"/> 断面図 (1/100 以上。土地の形状がわかるもの) <input type="checkbox"/> 緑化計画図 (1/100 以上) <input type="checkbox"/> 現況カラー写真 (2方向以上から撮影し、敷地及びその周辺状況がわかるもの)
屋外照明設備 (サーチライト等)	<input type="checkbox"/> 付近見取図 (1/2,500 以上) <input type="checkbox"/> 配置図 (1/100 以上) <input type="checkbox"/> 平面図 (1/100 以上) <input type="checkbox"/> 立面図 (設置位置、高さの確認ができるもの) <input type="checkbox"/> 意匠図 (表示内容がわかるもの) <input type="checkbox"/> 現況カラー写真 (2方向以上から撮影し、敷地及びその周辺状況がわかるもの)

4 完了報告 (代理者が手続きを行う場合は委任状を添付してください。)

景観計画区域内行為完了報告書に以下の図書を添付してください。

添付する図書 各1部

- 行為が完了した状況を示す写真 (色彩を識別することができるもの)

景観重点区域

景観づくりを重点的に進める区域です

景観重点区域
町名一覧

	都市のシンボル軸	大原・追分・西八幡一丁目・浅間町・宮松町・明石町・宮の前 紅谷町・宝町
	歴史軸	見附町・錦町・平塚一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目
	海へのシンボル軸	八重咲町・代官町・松風町・夕陽ヶ丘・袖ヶ浜・高浜台

※上記町名の一部が景観重点区域です。詳細は景観担当まで問い合わせ下さい。

